

国自旅第39号の2
令和3年4月28日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局旅客課長

無人自動運転移動サービスの実用化に向けた「完全キャッシュレス」の
取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したもので、貴会におかれても、その趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

各地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

無人自動運転移動サービスの実用化に向けた「完全キャッシュレス」の
取扱いについて

自動運転については、官民一体となりその実現に向けて取組を進めているところ、旅客自動車運送事業においても自動運転技術を活用した無人自動運転移動サービスの導入に係る実験等が全国各地で行われているところである。運転者を要しない無人自動運転移動サービスの実用化にあたっては、いわゆる「完全キャッシュレス」（利用者からの運賃及び料金の支払いにおいて現金を用いることを認めず、キャッシュレス決済のみに限定することをいう。以下同じ。）による運行を検討する運送主体も存在することから、今般、乗合旅客の運送における「完全キャッシュレス」の取扱いを下記のとおり明確化することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本件については、別添のとおり公益社団法人日本バス協会会長あてに通知したので申し添える。

記

1 自動運転における「完全キャッシュレス」の実施について

一般旅客自動車運送事業者が、無人自動運転移動サービスの導入に伴い「完全キャッシュレス」による乗合旅客の運送を行う場合には、「完全キャッシュレス」バスは、運賃箱がなく、ICカード等の利用者に限って利用できるものであるため、利用者への配慮が重要である。

自動運転における「完全キャッシュレス」バスは、本格運行に備えて、実証実験として実施することが可能であり、その場合は道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第21条の規定による許可を受けた実証実験として実施することが考えられる。なお、実証実験の実施にあたっては、事前周知を行うこと等により利用者への配慮を十分に行うこととする。

一般乗合旅客自動車運送事業者による本格運行については、旅客の差別的取扱いを防止し、公衆の利便を確保する趣旨で規定されている法第13条に基づく運送引受義務の規定に抵触しないように、事前周知を徹底する等の利用者への配慮が十分

に講じられていることを確認した上で、適切に対応すること。

具体的には、現金等の利用者からの運送の申込みを拒絶する場合には、原則として、法第13条第1号の規定で対応することが適当であることから、法第11条第1項の規定により、「完全キャッシュレス」を定めた運送約款の認可を受ける必要がある。運送約款の認可手続きにあたっては、利用者への配慮がなされていることや、かかる配慮によって公衆の利便を阻害するおそれがないかという点を考慮の上適切に対応されたい。

2 自動運転における「完全キャッシュレス」バスの運行に当たって

上記のとおり、「完全キャッシュレス」バスの運行を実施する場合は、利用者への配慮が重要である。利用者利便の観点からは、実証実験を通じて社会的受容性を高めるとともに、利用者への配慮に係る課題等を踏まえて、適切な周知方法その他の現金等の利用者への配慮方法について、検討の上、実施することが、事業展開の方法として考えられる。